

生活保護法・中国残留邦人等支援法による介護機関の申請・届出のご案内

新潟市福祉総務課保護室

下記のような変更が生じた場合は、福祉事務所又は福祉総務課に届出書を提出してください。
届出書類は、新潟市のホームページよりダウンロードができます。

トップページ>健康・医療・福祉>福祉・生活保護>生活保護>生活保護法指定介護機関について

届出を要する事項	指定申請	誓約書	廃止届	変更届	休止届	
(1) 新たに生活保護法による指定を受ける場合 (※)	○	○				
<ul style="list-style-type: none"> ・次の事由等により経営主体が変更になった場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 指定介護機関を他に譲渡した場合 (親⇄子の交代を含む) イ 個人⇄法人に組織変更した場合 ウ 法人の種類を変更した場合 (法人代表者の変更の場合は届出の必要はありません) ・指定介護機関が所在地を移転した場合(※介護保険事業所番号が変わるもの) 	○	○	○			
(2) すでに指定介護機関である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護機関の名称を変更した場合 ・指定介護機関が所在地を移転した場合(※介護保険事業所番号が変わらないもの) ・指定介護機関の所在地が住居表示、地番整理等により変更された場合 ・申請者(法人)の名称や事務所の所在地を変更した場合 			○		
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護機関の開設者が死亡し、あるいは失踪の宣告を受けた場合 ・指定介護機関の開設者が当該業務を廃止した場合 			○		
	<ul style="list-style-type: none"> ・天災その他の原因により、指定介護機関の建物若しくは設備の一部が正常に介護を担当することができなくなったが、当該指定介護機関の開設者がこれを復旧する意志及び能力を有する場合 ・指定介護機関に勤務する従業員が死亡し、又は辞職等をしたため、正常に介護を担当することができなくなったが、当該指定介護機関の開設者がこれを補充する意志及び能力を有する場合 ・指定介護機関の開設者が自己の意志により当該指定介護機関を休止した場合 				○	
	・休止した介護事業所を再開した場合					再開届
	・他法による処分を受けた場合					処分届
	・指定介護機関の指定を辞退しようとする場合 (30日以上予告期間が必要です)					辞退届

※平成26年7月1日以降に介護保険法の指定があったときは、生活保護法の指定介護機関としてみなします。
※認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者介護については、利用料金一覧表等、介護保険給付の対象となるサービス費用基準額以外に必要となる利用料金の内訳が分かる資料を添付してください。(利用料金により指定できない場合があります。)

【お問い合わせ先】
新潟市役所 福祉部福祉総務課保護室
TEL:025-226-1178(直通)